

# 審 査 基 準

平成19年 8 月 8 日作成

法 令 名：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
根 拠 条 項：第3条の3
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第17条第5項（運搬証明書の再交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：2日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：茨城県警察本部生活安全部生活環境課
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活環境課
備 考：